

< 富岡町介護予防支援・ケアマネジメントの提出書類一覧 >

No	必要事由	必要書類
1	契約時	○介護予防サービス・支援計画書作成委託契約書 ○居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書 ○居宅介護支援事業所番号及び担当介護支援専門員番号のわかるもの（介護支援専門員証の写し）
2	介護サービス利用時及び更新時	①利用者基本情報 ②基本チェックリスト ③「介護予防サービス・支援計画表」「ケアマネジメントサービス支援計画表」※1年毎の立案 ④週間サービス計画表 ⑤サービス利用票・別表（予定） ⑥担当者会議の要点 ⑦介護予防支援経過（評価時に提出） ⑧評価表 ※6ヵ月毎（介護支援専門員のモニタリング及び介護サービス事業所の評価と併せて）
3	富岡町介護保険係より通知があった際	○介護保険被保険者証の写し（更新時に必ず） ○介護保険負担割合証の写し ○原子力災害による介護保険利用者負担免除対象者認定票（A4用紙）の写し（対象者のみ）
4	新たに介護サービスを利用する際	○各事業所の加算状況がわかるもの ※総合事業の場合は、訪問型サービス（A2）、通所型サービス（A6）のコードしか利用できません。また、地域区分は「その他」地域での請求となります。
5	各介護事業所の指定が変更となる際	※ 新規で上記コード利用する場合は、各介護サービス事業所が富岡町に事業所登録を行うようになります。 まずは、介護保険係（連絡先 0240-22-9001）へお問い合わせください。
6	国保連合会への請求に必要なもの	○各事業所の利用実績のわかるもの、前月分のサービス利用票・別表の確定版（毎月5日まで；FAX可） ※ FAXにて提出された場合、原本の送付は不要です。
7	委託料	委託料請求書は、サービス利用翌月10日までに、郵送ください。（委託料請求書内の「初回利用月」とは、利用者様が要支援・事業対象者として新規で介護サービス利用した場合のみ請求できます。）

ご不明な点は、下記連絡先までお問合せください。

提出先：〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の1 富岡町役場 福祉課 富岡町地域包括支援センター 電話 0240-22-9012 FAX 0240-23-5152
--